

任意継続被保険者制度

●任意継続被保険者制度とは

任意継続被保険者制度は、退職をした方が再就職して次の健康保険組合等に被保険者として加入するまでの期間、暫定的に被保険者となる途を開き、その生活を保護するのが趣旨として設けられた制度です。

いわば、被保険者資格を再取得するまでの橋渡しの役割を果たしています。

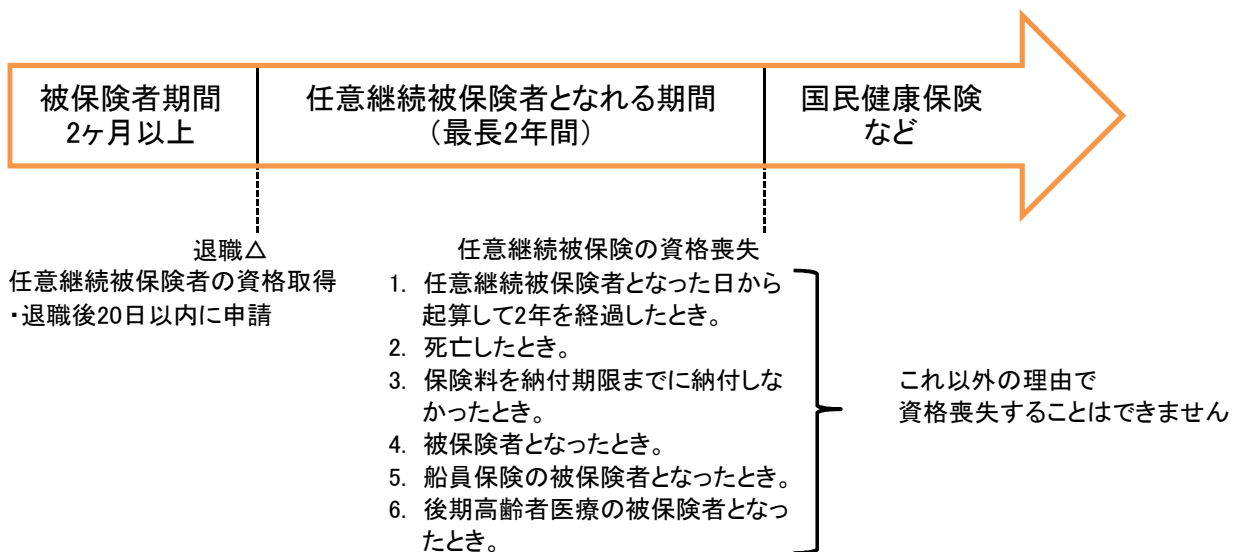
※加入資格、喪失の事由、保険料について、健康保険法で定められています。

満了までの2年間は「国保への加入」、「家族の被扶養者となる」ことを理由とする喪失は、認められません。（健康保険法第38条による）

※「国保への加入」や「家族の被扶養者となる」ことが明らかな場合は任意継続保険の申請をしないよう、お願いいたします。

●加入できる資格

- ・資格喪失日前日（＝退職日）までの被保険者期間が継続して2ヶ月以上あること。（任意継続被保険者期間は含まない。）
- ・資格喪失日から20日以内に任意継続被保険者申請書を提出すること。



●保険料は全額自己負担となります（今までの本人分＋JA負担分を加算した額）

保険料の算出基礎となる標準報酬月額は、本人の退職時の標準報酬月額か、前年度の9月30日現在の当健康保険組合の標準報酬月額の平均額（令和2年度は32万円）のいずれか低い方になります。この標準報酬月額に保険料率を乗じたものが納付いただく保険料となります。なお保険料については、JA(事業主)負担はなくなり、全額個人負担になります。また、介護保険制度の第2号被保険者に該当する40歳以上64歳までの方は、介護保険料についてもあわせて納付することとなります。

●任意継続保険の資格取得申請の手続きについて

「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」を資格喪失日から20日以内に健康保険組合まで申請してください。

※継続して家族の方を扶養される場合は、申請書の「被扶養者」欄に氏名等をご記入いただき、必要書類を添付の上ご提出ください。

●保険料の納付方法

■保険料の納付方法は次の3つの方法があり選択していただくこととなります。

1. 単月払い(割引なし)
毎月、保険料をお支払いいただく方法です。
2. 半期前納払い(前納割引あり)
半期分の保険料をまとめてお支払いいただく方法です。
なお、初回は加入月～直近の9月または3月までの保険料をまとめてお支払いいただきます。
(加入月の1ヶ月分については、制度上、割引はありません)
3. 年間一括払い(前納割引あり)
1年分の保険料をまとめてお支払いいただく方法です。
なお、初回は加入月～翌年3月までの保険料をまとめてお支払いいただきます。
(加入月の1ヶ月分については、制度上、割引はありません)

※納付いただいた保険料は以下の喪失事由以外、返還できません。

- ①再就職により他の健康保険に加入した場合
- ②被保険者本人が死亡した場合

●保険料の納付期限について

1. 単月払いの方
初回保険料 ⇒ 原則、任意継続被保険者資格取得申請書の提出と同時に
2ヶ月目以降 ⇒ 各月10日まで(10日が休業日の場合は翌日の金融機関営業日)
2. 前納払いの方
健保組合が指定する日まで

※当組合から保険料未納の方への督促は行いません。
保険料の納付がない場合は資格喪失となります。



●資格の喪失

次の理由以外による資格喪失は認められません。
(資格喪失理由及び資格喪失日)

1. 期間満了 任意継続被保険者となって2年を経過した日。
2. 就 職 再就職先で健康保険の被保険者となった日。
3. 死 亡 死亡された日の翌日。
4. 保険料未納 指定日(各月10日)までに入金されなかった日の翌日。

※上記以外の理由(国保への加入、又は家族の被扶養者となるなど)による自己都合の資格喪失はできません。

■再就職で任意継続の資格を喪失するとき

就職先での資格取得日をもって、当健康保険組合での資格を喪失されますので、以下の書類をご提出ください。

1. 任意継続被保険者資格喪失申出書
2. 就職された新しい保険証のコピー
3. 当組合の保険証(被扶養者分も含む)
また、高齢受給者証、健康保険限度額適用認定証等の証をお持ちの場合は、一緒にご返却ください。
※資格喪失日以降の保険料を納付されている場合は資格喪失月以降の保険料を返還いたします。ただし、取得月の保険料は返還できませんので、取得月と喪失月が同じ場合は、喪失月以降の保険料を返還いたします。